

AC ミランサッカースクール愛知 スカラシップ制度（奨学制度） 規程

（趣旨）

第一条 一般財団法人地球子ども村 AC ミランサッカースクール愛知 スカラシップ制度（以下「奨学生」という。）に関しては、この規程の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規程において「奨学生」とは、一般財団法人地球子ども村に在籍し、健康で学業、人物ともに優れているとして選考された者をいう。

（奨学金）

第三条 奨学生には、奨学金として次のとおり支給する。

A 奨学生：入会金、スクールキットと原則入会期間の年会費、月謝全額が免除されます。

B 奨学生：原則1年間の月謝全額が免除されます。

緊急支援奨学生：原則1年間の月謝相当額が免除されます。

（奨学期間）

第四条 奨学期間は、次のとおりとする。ただし、再選考を妨げない。

A 奨学生：在籍期間

B 奨学生、緊急支援奨学生：1年間

（定数）

第五条 奨学生の定数は、次のとおりとする。

A 奨学生：全スクール生の若干名

B 奨学生：全スクール生の若干名（A 奨学生を除く）

緊急支援奨学生：若干名

（申請）

第六条 奨学生に申請する者は、指定の期日までに、次の書類を提出しなければならない。

1、奨学生申請書

2、通知表のコピー

（選考）

第七条 奨学生は、一般財団法人地球子ども村奨学生選考委員会（以下「奨学生選考委員会」という。）の議を経て、理事長が決定する。

（奨学金の停止）

第八条 奨学生に奨学生として不適当と認められることが生じたときは、奨学生選考委員会の議を経て、奨学金の支給を停止し、すでに支給した奨学金の返納を命ずることができる。

（事務）

第九条 奨学金に関する事務は、AC ミランサッカースクール愛知事務局が行う。

（施行細則）

第十条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この規程は、平成23年7月1日から施行し、平成23年9月から適用する。